

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	段差付きPE袋入れ結さつバンド 買入	45:その他材料	仁礼工業(株)	4,620,000	令和7年10月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株) 大阪支店	5,247,550	令和7年10月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
3	ヘリコプターテレビ電送システム機上設備防振装置用トランスデューサー修繕	24:通信用機器	池上通信機(株) 大阪支店	2,178,000	令和7年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
4	資源ごみ中継地運営用シヨベルローダー(環境4号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,937,814	令和7年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	資源ごみ中継地運営用シヨベルローダー(環境5号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,548,504	令和7年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	令和7年度はしご車(L7)分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス 関西営業所	26,730,000	令和7年12月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	
7	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	21,395,000	令和7年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

段差付き PE 袋入れ結さつバンド 買入

2 契約の相手方

仁礼工業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

平成8年12月25日付け「と畜場法施行規則の一部改正する省令」に基づき改正されたと畜場の衛生管理基準（病原性大腸菌O-157対策）は、と畜場の施設設備等の衛生管理及びとさつ解体工程の衛生管理の2点を骨子として構成されている。

その中で、微生物（細菌等）がとさつ解体工程で枝肉を汚染しないようにするため、放血、頭部の処理、と体の剥皮及び内臓処理等の各工程においてナイフ等解体器具を83℃以上の熱湯で消毒すること及び手指を汚染されるたびに洗浄消毒することに加え、汚染原因となる消化管内容物の漏出を防止する観点から、食道・肛門を結さつすることなどが規定されている。

肛門結さつを行うに際し、結束紐を収めた袋が必要不可欠であるが、当時このような製品は存在せず、上記基準の遵守にあたり、東京都中央卸売市場食肉市場関係者が仁礼工業株式会社に製作を依頼し、同社が開発、製作及び特許権の取得をしたものである。現在も上記業者以外に袋付き結さつバンドを製作している事業者はおらず、当市場においても解体処理の衛生的措置を実行すべく同製品を使用していることから、本製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当該物品については、同社が独占的に製造・販売権を有しているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G30）

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理グループ（06-6675-2026）

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

当局が保有するメインストレッチャーは、救急車に搭載し、傷病者の搬送時における安全確保や管理等、適切かつ迅速な救急活動を行うために使用している。

上記の使用目的から、当該メインストレッチャーは常に適切な状態で維持することが求められるため、消耗部品の劣化や破損が確認されたもの、また定期点検が必要なものについては、分解修繕を行うことで安全性を確保する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下、「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インクを日本国内における独占代理店に任命している。また、日本船舶薬品株式会社は、ファーノ・ジャパン・インクが指定する、日本国内における唯一の販売代理店であり、大阪府内における一切の権限を大阪支店に委任している。上記業者は、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの構造・特徴を十分に理解した安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。

以上のことから、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機上設備防振装置用トランスデューサー修繕

2 契約の相手方

池上通信機株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

ヘリコプターテレビ電送システム機上設備については、本市所有のヘリコプターに搭載するために購入された、ヘリコプター用機外カメラ装置、デジタルハンディカメラ及び映像記録装置からの映像情報、本機の位置情報、操作員等による災害概要説明の音声情報を電波で地上設備等に電送する設備である。

このうち、ヘリコプターなにわ号に搭載された、本設備のうち、カメラ防振装置用トランスデューサーに故障が発生した。

今回故障したヘリコプターテレビ電送システム機上設備防振装置用トランスデューサーとは、コントロールスティックの動作を電気信号に変換し、ヘリコプターのカメラに送信することで、カメラを上下左右に回転することができる装置である。

今般、修繕をしなければならないヘリコプターテレビ電送システム機上設備は池上通信機株式会社が独自の技術で設計・制作したものであり、構造及び各種装置等には製造会社が特許権を保有する部分もあることから修繕作業には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

よって、修繕作業は上記事業者以外では履行することができないため、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境4号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

今般、鶴見中継地で使用している資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境4号）において、ミッション系統に不具合が発生した。

当該ショベルローダーは、三菱オートリース株式会社との契約で借り入れているものであり、同社は保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。

今回のミッション系統の不具合にかかる修繕は、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、別途、契約する必要がある。

同社は保守事業者であるロジスネクスト近畿株式会社による修繕を指定しており、貸し出した車両にかかるいかなる修繕についても、修繕後の使用時に生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、指定した保守事業者以外に修繕を行わせることはない。

このため、当該保守事業者との間で特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境5号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

今般、西北方面中継地で使用している資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境5号）において、ラジエーターからの水漏れをはじめ、複数箇所の不具合が発生した。

当該ショベルローダーは、三菱オートリース株式会社との契約で借り入れているものであり、同社は保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。

今回のミッション系統の不具合にかかる修繕は、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、別途、契約する必要がある。

同社は保守事業者であるロジスネクスト近畿株式会社による修繕を指定しており、貸し出した車両にかかるいかなる修繕についても、修繕後の使用時に生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、指定した保守事業者以外に修繕を行わせることはない。

このため、当該保守事業者との間で特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度はしご車（L7）分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス 関西営業所

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求される。

はしご車分解整備は消防用車両の安全基準検討会（消防用車両の安全基準について）により、使用開始から概ね7年目のはしご車に対して実施しなければならないものである。

今般、分解整備をしなければならないはしご車は株式会社モリタ製であるが、車両ぎ装全般にわたり独自の技術で設計・製作されているのみならず、構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には製造会社が特許権を保有する部分が多くあることから、分解整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

株式会社モリタテクノスは、製造会社である株式会社モリタから、はしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の事業者である。

よって、当該事業者以外では本分解整備を履行することができないため、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号【G3】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

(1) 選定理由

今回買入のろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品である。本市北斎場の排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、ホソカワミクロン株式会社が独自の技術により設計・製作したものであり、他社製品は取り付けができないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社での取扱いがないことから、ホソカワミクロン株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（G30）

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 斎場霊園担当（電話番号 06-6630-3137）